

市野谷調整池利用要綱

制定 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市上下水道局下水道建設課（以下「下水道建設課」という。）が管理する市野谷調整池（以下「施設」という。）の利用にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 以下の行為のうち、施設の利用が必要な場合を対象とする。

(1) 流山市民が代表となる団体の行為

(2) 社会教育、地域福祉、生涯学習の振興等、流山市上下水道事業管理者が市の施策上必要と認める行為

(利用の承認願ひ)

第3条 施設の利用にあたっては、施設利用承認願ひ（別記第1号様式）により、下水道建設課に承認願ひを出し、承認されなければならない。

2 下水道建設課は、前項の承認願ひに必要な書類を添付させることができる。

3 施設を利用するものは、利用する日の7日前までに下水道建設課に承認願ひを出さなければならない。

(決定の通知)

第4条 前条で規定した承認願ひの決定について、施設利用承認通知（別記第2号様式）により行うものとする。

(利用可能時間)

第5条 施設の利用可能時間については、午前9時から午後5時までとする。ただし、調整池機能の保全等、下水道建設課が必要と認めるときは、利用可能時間を変更することができる。

(利用の制限)

第6条 下水道建設課は、施設を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を承認しないものとする。

(1) その利用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その利用が、施設の管理上支障があると認められるとき。

(3) その利用が、物品の販売その他これに類する行為であるとき。

(利用期間)

第7条 同一利用者が施設を引き続き2日以上使用することはできない。ただし、下水道建設課が特に必要と認めるとき、又は施設の管理上支障がないと認めるときは、この限りではない。

(鍵の貸与)

第8条 下水道建設課は施設の鍵について、利用責任者に貸与することができる。

2 貸与にあたっては、鍵受付簿（別記第3号様式）の該当箇所に貸出月日と利用責任者の署名がなければならない。

(鍵の返却)

第9条 利用責任者は施設の鍵について、利用した日から下水道建設課の翌営業日中に返却しなければならない。

2 返却にあたっては、第8条第2項で規定した鍵受付簿の該当箇所に返却月日と下水道建設課職員の署名がなければならない。

(利用責任者の安全配慮義務)

第10条 利用責任者は施設を利用するにあたって、地面のぬかるみによる転倒や、安全防護柵が設置されていない箇所での転落などに十分注意し、利用者の安全に十分に配慮しなければならない。

2 施設の特性上、利用責任者は天候の変化に十分注意し、降雨があった際には利用者を直ちに退避させ、利用を中止しなければならない。

(安全配慮義務違反)

第11条 前条に規定する安全配慮義務に利用責任者が違反したことで生じた利用者側の損害については、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第12条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

施設利用承認願い

年 月 日

（宛先）流山市上下水道事業管理者
（下水道建設課扱い）

申請者 住 所
（申請団体） 氏名（名称）
電 話

利用責任者 住 所
氏 名
電 話

貴課で管理する施設を利用したいので、次のとおり承認を願います。

利 用 日 時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
利 用 場 所	市野谷調整池
行 事 名	
利 用 目 的	
人 数	

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

流山市上下水道事業管理者 矢幡 哲夫
(公印省略)

施設利用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった施設の利用に係る申請について、承認いたします。

